

基金情報

No. 144

平成26年1月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成25年度・主要事業概況

事項	12月末数	対前月増減数	事項	12月末数(累計)		
事業所数(件)	219	-1	年金掛金	調定額(円)	1,351,359,530	
加入員数(人)	男子	4,215		-15	収納額(円)	1,346,765,816
	女子	2,128		-6	収納率	99.66%
	計	6,343	-21	事務費掛金調定額(円)	31,054,028	
平均標準給与月額(円)	男子	337,583	1,057	資産運用	信託資産額(時価)	286億2,437万円
	女子	232,952	333		修正総合利回り	14.69%
	計	302,481	798		ベンチマーク差	-1.93%
受給者数(人)	6,433	-6	慶弔金の支給件数・金額	45件67万円		
平均年金額(円)	524,404	287	年金相談件数	354件		

適用関係

各種届出の提出に際して

資格取得届

- ◆ 氏名・ふりがな・生年月日・住所など誤りがないよう記入してください
- ◆ 「報酬月額」とは基本給に通勤手当・住宅手当などの定期的な諸手当と残業手当見込額を加えた額です
- ◆ 当基金へ再加入となる場合は、新規で取得した時の加入員番号を記入してください(加入員証の提出は不要です)
- ◆ 継続再雇用の場合は、再雇用されたことが確認できる書類を添えて「資格喪失届」と併せて提出してください

資格喪失届

- ◆ 年金のお知らせなどを通知していますので、退職後の住所を記入してください
- ◆ 喪失日は退職日の翌日となります(70歳喪失の喪失日は誕生日の前日です)
- ◆ 「備考欄」に退職日を記入してください
- ◆ 継続再雇用の場合は、就業規則または退職を確認できる書類を添えて「資格取得届」と併せて提出してください
- ◆ 加入員証は、加入員本人へお渡しください

月額変更届

- ◆ 昇給降給・定期的な諸手当など「固定的賃金」に変動があったとき、月額変更に該当するか確認してください
- ◆ 固定的賃金の変動した月から3ヵ月の間に支払われた報酬の平均月額の等級と従来の等級との間に2等級以上の差が生じたとき(ここでの報酬は残業手当などの非固定的賃金を含みます)
- ◆ 3ヵ月とも支払基礎日数が17日以上あること
- ◆ 降給月変の場合、4ヵ月分の賃金台帳を添えて提出してください。(変動した月の前月分と変動月から3ヵ月分)

各種変更届

- 【氏名や生年月日の変更(訂正)になったとき】
- ◆ 氏名が変更(訂正)になったときは「氏名変更(訂正)届」に加入員証を添えて提出してください。(ふりがな訂正の場合は、加入員証の添付は不要です)
 - ◆ 生年月日に訂正があったときは「生年月日訂正届」に加入員証を添えて提出してください
- 【異動日や種別に訂正があったとき】
- ◆ 取得時の異動日に訂正があるときは「取得届」に、喪失時の異動日に訂正があるときは「喪失届」に赤で「異動日訂正届」と記載し、誤った異動日を「赤」で正しい異動日を「黒」で記入して提出してください(取得時の異動日を訂正するときは、加入員証を添えて提出してください)
 - ◆ 種別(性別)の訂正をするときは「取得届」に赤で「種別訂正」と記載し、誤った種別を赤で正しい種別を黒で記入し、加入員証を添えて提出してください

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金（加入期間5年以上の加入員が死亡したとき）
- ◇ 結婚祝金（加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき）

【給付金額】

- ◇ 弔慰金（遺族へ支給）
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金（加入員本人へ支給）
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求（請求書は当基金のホームページからダウンロードできます）

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

*** 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください**

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願ひ

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。
＜口座振替銀行＞
 みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合（※）、農業協同組合（※）などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）（※）一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

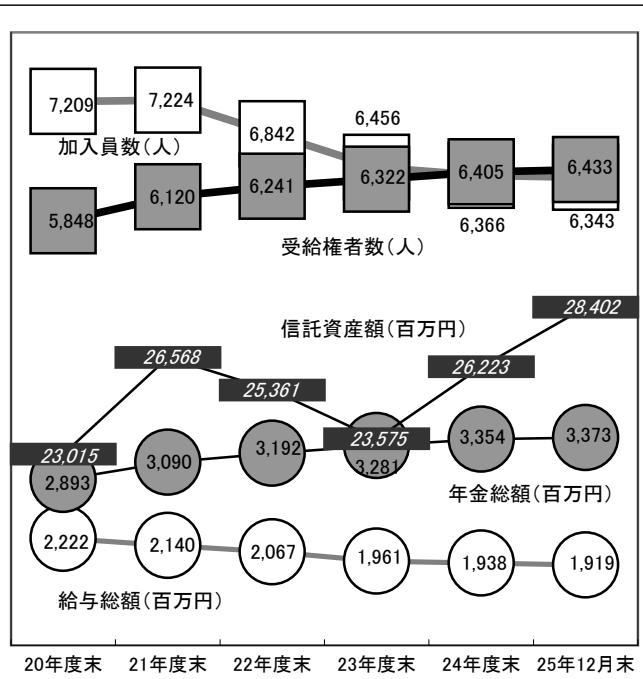
*** 1月分の掛金納入期限は、平成26年2月28日となりますので、ご協力の程お願いいたします。**

2月の予定

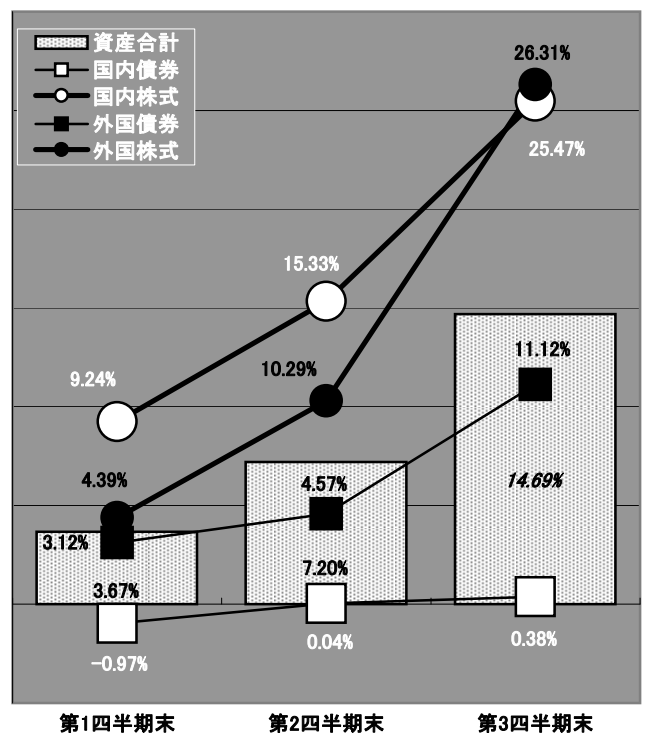
- 14日 告知書(1月分)発送
- 26日 理事会・代議員会(ガラス会館)

※ 2月分の適用関係書類のメ切は3月6日です。

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成25年度>



【お願ひ】

当「基金情報」を加入員の方々が開覧いただけるようご配慮の方お願いいたします
ホームページでもご覧いただけます
 当「基金情報」をホームページに掲載しています
 創刊号から直近号までご覧いただけます
 加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

設立事業所の異動(規約変更関係等)・12月処理

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
削除事業所	富士硝子(株)	閉鎖	H25.11.30